

令和七年九月二十六日

尾崎 俊雄

[illegible]

令和七年九月二十六日

尾崎 俊雄

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 九月 二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三ツ星薬局 TOKAMACHI	山形市十日町二丁目一ー一リズムイノベ ーションビル一階一B号室	令和七年十月一日
丸喜薬局 くぼた店	米沢市窪田町窪田一三〇二ー二	令和七年十月一日
在宅訪問薬局いわ	酒田市大町七ー一六	令和七年十月一日
ふれあい調剤薬局さがえ店	寒河江市本町三ー一ー一	令和七年十月一日
おりづる薬局 久野本店	天童市東久野本二丁目一〇ー八	令和七年十月一日